

令和7年度 佐倉市近居・同居住替支援事業概要

<p>補助の内容</p>	<p>子世帯とその親世帯が近居・同居するために住宅を取得し、住み替え(住民票の異動を伴う)を行う方の住宅取得費の一部について補助します。 ※国が行っている住宅に関する補助事業(子育てエコホーム支援事業など)との併用不可。</p>
<p>補助金額</p>	<p>家屋取得費用の2分の1以内 最大 30万円 (子育て加算がある場合は、最大 40万円) ※家屋の取得費用は、不動産売買契約書等にある家屋の売買価格です。 ※子育て加算 令和7年4月1日時点において子世帯が同一の世帯に子ども(2007年4月2日以降に生まれた子)を扶養している場合は、10万円が加算されます。(申請者が子世帯の場合に限る。)</p>
<p>補助要件</p> <p>「補助対象者要件」 「補助対象住宅要件」 すべてに該当する方</p>	<p>【補助対象者要件】 住宅取得に係る契約を結び、自ら居住するために家屋を取得する方で、次の要件をすべて満たす方</p> <p>1. 移転日に関する事項</p> <p>①令和8年2月20日までに不動産登記法の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記が完了すること。 ②建物の所有権保存登記又は移転登記が完了してから1年以内であること。 ③令和8年2月20日までに取得住宅へ移転する者全員の移転(住民票の異動も含む)が完了すること。ただし、子世帯の扶養する子の就学の事情で期限までに移転が困難である場合は、令和8年3月31日までとする。</p> <p>2. 世帯状況に関する事項</p> <p>①令和7年4月1日時点において、子世帯が2007年(平成19年)4月2日以降に生まれた子どもを育てている世帯、または夫婦どちらかが40歳未満の世帯</p> <p>3. 取得する住宅に関する事項</p> <p>①取得した住宅の持分割合が最も多いこと(共有名義の場合、持分割合が多い方が申請者) ②補助金の交付を受けた翌年度から10年間住宅を使用すること (10年間使用しない場合は補助金を返還していただく可能性があります。)</p> <p>【補助対象住宅要件】 移転世帯が移転後に居住する家屋で、次の要件をすべて満たすもの</p> <p>①建築基準法に規定する構造耐力の基準に適合するものであって、同法第3章の規定に抵触していないこと(建築確認を取得済であること、違法状態の建物でないこと) ②住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画における最低居住面積水準の面積以上であること ③近居の場合は、両方の世帯が佐倉市内であること または片方の世帯が市外の場合、直線距離が2キロメートル以内の市内であること</p> <p>-----</p> <p>▼以下のようなケースは補助対象外です(一例)</p> <p>①親族(申請する方の3親等内の血族及び姻族並びに配偶者)から住宅を取得した場合 ②申請者が住宅を購入していない場合 例) 子世帯が近居するために、親世帯が子世帯の住宅を購入する 例) 現在、親世帯がお住まいの住宅を、同居するために親世帯が建て替える ※移転する子世帯が、親世帯がお住まいの家を建て替え同居する場合は対象 ③住民票の異動を伴わない場合 例) これまで居住していた家屋の建替えをする</p>
<p>交付できない方</p>	<p>(1) 補助対象経費が他の公的制度(国の補助金など)の助成等の対象となる方 (2) この補助金を過去に受けた方 (3) 親世帯又は子世帯のいずれかが市税を滞納している方 (4) 佐倉市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等</p>
<p>申請方法</p>	<p>別紙「申請に必要なもの一覧」記載の書類をご用意のうえ、佐倉市住宅課窓口(3号館2階)に提出してください(郵送不可)。※書類が不足している場合は受付できませんのでご注意ください。</p>
<p>申請期間</p>	<p>令和7年4月25日(金) ~ 12月25日(水) ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。</p>
<p>予算額</p>	<p>120件(4,200万円) 予定</p>